

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年5月31日(2007.5.31)

【公開番号】特開2004-280115(P2004-280115A)

【公開日】平成16年10月7日(2004.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2004-039

【出願番号】特願2004-75248(P2004-75248)

【国際特許分類】

G 10 K 15/02 (2006.01)

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 10 K 15/02
G 06 F 17/60 302 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月11日(2007.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタルコンテンツファイルを記憶するデジタルコンテンツ記憶部と、

前記デジタルコンテンツ記憶部から選択されたファイルのデジタルコンテンツの消費を第1の装置においてモニタし、1つまたは複数の使用イベントに基づいて前記デジタルコンテンツが消費される様子を示す使用データを生成するモニタリングシステムであって、前記ファイルの前記選択は、商品またはサービスのプロバイダとのオンラインセッションを含まないモニタリングシステムと、

を含む第1の装置と、

前記使用データを収集する使用データ記憶システムと、

前記第1の装置から離れたところにある第2の装置における使用メトリクスシステムであって、前記記憶された使用データを受け取り、前記使用データを処理して推論結果を提供する使用メトリクスシステムと、

を含むシステム。

【請求項2】

請求項1に記載のシステムにおいて、

前記使用メトリクスシステムは、デジタルコンテンツのジャンルタイプ、デジタルコンテンツの時間ベースの消費、及びデジタルコンテンツの日付ベースの消費を含む複数のカテゴリの少なくとも1つに前記使用データを整理する、

ことを特徴とするシステム。

【請求項3】

請求項1に記載のシステムにおいて、

前記処理された使用データに基づきデジタルコンテンツ推奨を生成し、該デジタルコンテンツ推奨をコンテンツプロバイダに提供する推奨システムをさらに含む、

ことを特徴とするシステム。

【請求項4】

請求項3に記載のシステムにおいて、

前記コンテンツプロバイダは、前記デジタルコンテンツ推奨に基づき、前記第1の装

置に提供する追加のデジタルコンテンツを選択する、
ことを特徴とするシステム。

【請求項 5】

第1の装置のメモリ内に少なくとも1つのデジタルコンテンツファイルを記憶するステップと、

前記記憶されたデジタルコンテンツファイルのデジタルコンテンツの消費を前記第1の装置においてモニタし、前記デジタルコンテンツファイルはデジタルコンテンツ記憶部から選択されて消費され、前記ファイルの前記選択は、商品またはサービスのプロバイダとのオンラインセッションを含まないことを特徴とするモニタリングステップと、

前記第1の装置において、1つまたは複数の使用イベントに基づいて前記デジタルコンテンツが消費される様子を示す使用データを生成するステップと、

前記使用データを収集し記憶するステップと、

前記記憶された使用データを前記第1の装置から離れたところにある第2の装置に送信するステップと、

推論結果を提供するように前記使用データを処理するステップと、
を含むことを特徴とする方法。

【請求項 6】

請求項5に記載の方法において、
前記使用データの処理は、デジタルコンテンツのジャンルタイプ、デジタルコンテンツの時間ベースの消費、及びデジタルコンテンツの日付ベースの消費を含む複数のカテゴリの少なくとも1つに前記使用データを整理する処理を含む、
ことを特徴とする方法。

【請求項 7】

請求項5に記載の方法において、
コンテンツプロバイダから前記デジタルコンテンツを前記第1の装置において取得するステップをさらに含む、
ことを特徴とする方法。

【請求項 8】

請求項7に記載の方法において、
前記デジタルコンテンツ推奨に基づき、前記第1の装置に提供する追加のデジタルコンテンツを選択するステップをさらに含む、
ことを特徴とする方法。